平成２４年（フ）第２６９号
兵庫県芦屋市奥池南町70番20号
債務者　中尾　公恵
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５１号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目25番13号
債務者　平野　達也
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５４号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目45番19号　Ｋ’ｓ　Ｃｏｕｒｔ武庫之荘109、前住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目31番12号
債務者　南　　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５８号
兵庫県芦屋市高浜町５番１―563号
債務者　大畑　耕一
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６２号
兵庫県尼崎市潮江１丁目７番１―601号
債務者　八幡貴代子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６４号
兵庫県西宮市柳本町１番26―202号
債務者　岩崎　智美（旧姓大嵜）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４号
愛媛県今治市喜田村４丁目10番35号
債務者　杉村　和俊
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第９２号
福岡県飯塚市口原116番地５
債務者　西村　直美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第９６号
福岡県嘉麻市岩崎996番地３
債務者　足立　千春
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５６号
福岡県八女市黒木町今1474番地　吉書場団地206棟３号
債務者　池田ツタヱ
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１０１号
大分県津久見市大字長目574番地
債務者　五十川文夫
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
大分県津久見市大字長目574番地
債務者　五十川富士美
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４８号
大分市大字城原2339番地　第一後藤アパート201
債務者　秦　賢二郎
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９号
大分市大字城原2339番地　第一後藤アパート201
債務者　秦　　春香
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０９号
大分市中津留１丁目５番14号　コーポキタデ108
債務者　赤嶺奈津美
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１６号
大分市金池町１丁目１番12号
債務者　河野　　健
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２６号
大分県別府市大字鶴見1382番地の９
債務者　三浦　久人
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４４号
宮崎市大字柏原1180番地
債務者　谷口　末男
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
宮崎地方裁判所破産係